

千葉県障害者芸術文化活動支援センター運営業務委託仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、千葉県（以下、「県」という。）が実施する「千葉県障害者芸術文化活動支援センター運営業務」（以下、「本業務」という。）に係る企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大要を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託者決定後、県が作成する。

2 業務の内容

本事業は、様々な障害者が文化芸術を享受し、多様な活動を行うことができるよう、「千葉県障害者芸術文化活動支援センター」（以下、「支援センター」という。）を設置し、文化芸術活動を行う障害者本人及びその家族並びに障害福祉事業所、文化施設、支援団体等（以下「事業所等」という。）に対する相談対応、障害者による創作活動を支援する人材の育成や展覧会の開催等、障害者の文化芸術活動の裾野を広げるための支援を行う。

3 委託期間

令和7年4月1日から令和10年3月31日まで（3年間）

4 委託業務内容

支援センターは、千葉県全域を支援の対象とし、各年度において以下の業務を行う。
なお、提案に当たっては、3年間の契約期間である利点を活かし、業務の質の向上が図られる企画内容及び実施スケジュールとすること。

（1）相談窓口の設置

障害者の文化芸術活動に係る相談窓口を設置し、障害者本人及びその家族並びに事業所等から障害者の文化芸術活動に関する支援方法、創造環境の整備、権利の保護、鑑賞支援、作品の販売・公演、記録・保存、地域・国際交流等に関する相談を受け付け、関係機関や専門家の紹介を行うほか、専門的知見に基づくアドバイス等を行うこと。

利用者のニーズや相談内容に応じて、支援センターへの来所による面談、電話又は電子メール等を用いた相談を実施すること。

なお、相談内容及びその対応については、取りまとめの上、原則として毎月県に報告すること。

（2）文化芸術活動を支援する人材の育成等の研修会の開催

文化、福祉、教育等の多様な分野で文化芸術活動に関わる者等に対し、障害者の文化芸術活動に関する知識等を深める研修会を開催すること。

なお、研修会については内容等の企画、講師との調整、事前準備から当日運営を含めた一切の業務を行うこと。

ただし、内容については、本事業の目的に基づいたものとするとし、県と協議しながら進めること。

研修会の開催案内チラシ等を作成し、開催時期に合わせて、メール、郵送等適宜の方法で関係機関に周知を行うこと。

なお、開催に当たってはオンラインの活用（録画配信含む。）も検討すること。

また、今後の事業展開の参考とするため、参加者に対してアンケート調査を実施すること。

ア 人材育成研修会

障害者の文化芸術活動を支援する職員等の育成及び創作活動に対する支援のあり方等、実践的なスキル向上、障害特性への理解促進を目指す研修会を開催すること。

- ・年3回以上開催すること。
- ・講師は、障害者の文化芸術活動を実践する外部有識者を選出すること。

イ 権利保護研修会

障害者の文化芸術活動における著作権をはじめとする権利保護に関する研修会を開催すること。

- ・年1回以上開催すること
- ・講師は、弁護士等の専門家を選出すること

(3) 発表等の機会の創出

展覧会やワークショップ、舞台公演などを開催し、障害者が文化芸術活動に参加する機会を創出すること。

なお、内容等の企画、講師との調整、会場の手配（県が予約するものを除く。）、事前準備から当日運営を含めた一切の業務を行うこと。

ただし、アからエの内容については、以下(4)のネットワークを活用して関係機関から意見の聴取及び開催の協力を求め、具体的な内容については、県と協議して進めること。

また、以下ア、ウ及びエについては、全国障害者芸術・文化祭のサテライト開催事業として、当該文化祭と連携・連動した事業内容とするとともに、障害者による文化芸術活動の裾野の拡大や文化芸術活動を通じた障害のある人とない人の交流機会を
図る内容を提案すること。

ア 公募による展覧会の開催【全国障害者芸術・文化祭サテライト開催】

障害者の活躍の場を拡げ、地域の様々な人々との交流が促進されるよう工夫し、専門家等と連携を図り、質の高い文化芸術活動の発表等の機会を創出すること。

- ・障害者による文化芸術作品（絵画・立体・写真・書）の募集を行う。その他の分野の募集も検討すること。
- ・展覧会は年1回開催すること。

- ・展覧会に関連したワークショップを年1回以上開催すること。
- ・展覧会の会場は、県立美術館とする。
なお、令和7年度の開催時期は、令和8年1月中旬頃（14日間程度）、県立美術館第5展示室で行う。
※令和8年度及び9年度の開催時期は、県と協議して決定する。
※県立美術館の会場予約は県が行う。
- ・優秀作品は表彰式で表彰を行うこと。（知事賞、教育長賞、美術館長賞を設け、その他の賞を設けることも検討すること。）
- ・表彰式の会場は、県内全域からアクセスしやすい場所を設定すること。
- ・作品の募集要項、広報用チラシ、ホームページ等を作成し、関係機関に広く周知すること。
- ・展覧会の作品展示及び表彰式に係る会場の設営及び撤去を行うこと。

イ 公共施設等での巡回による作品展の開催

障害者の文化芸術活動の認知度向上を図るため、県内を巡回する作品展を開催すること。

展示場所は、下記の指定展示場所①～④を含め、計6か所以上とし、なるべく県内全域を巡回すること。（指定展示場所の会場の手配は県で行う。）

展示作品は、県内に在住・在勤・通学する個人、障害福祉事業所の利用者等の作品から選定すること。展示する作品は複製画とし、可能な限り原画の雰囲気が変わらないよう制作すること。

作品展示に係る一切の費用は委託料に含まれるものとする。

【指定展示場所】

- ① 千葉県庁本庁舎1階連絡通路
- ② 「パラスポーツフェスタちば」開催会場
（千葉ポートアリーナ（千葉市中央区問屋町1-20）開催時期：8月頃）
- ③ 「パラスポーツフェスタとうかつ」開催会場
（東葛飾地域 開催時期：11月頃）
- ④ 商業施設等（時期及び場所未定）

※県庁での開催時期（令和8年度及び9年度）は県と協議して決定する。

（令和7年度は、11月下旬から12月上旬までを予定している。）

※「パラスポーツフェスタとうかつ」の会場は、以下のとおりである。

- ・令和7年度：野田市市民体育館（野田市清水958）
- ・令和8年度及び9年度：会場未定（東葛飾地域内）

ウ 音楽・舞台表現ワークショップの開催【全国障害者芸術・文化祭サテライト開催】

音楽・舞台表現活動を通じ、障害のある人とない人の交流を図ることを目的として、障害のある人の文化芸術の普及啓発等のワークショップを企画・開催する。

- ・ワークショップは、障害のある人とない人が一緒に参加できるものとする。
- ・年2回以上開催する。(うち1回は下記エの鑑賞会の会場で発表すること。)
- ・講師は、障害者の文化芸術活動の支援を実践する外部有識者を選出すること。
- ・ワークショップの募集要項、広報用チラシ、ホームページ等を作成し、関係機関に広く周知すること。
- ・今後の事業展開の参考とするため、参加者に対してアンケート調査を実施すること。

エ バリアフリー演劇^{*}の鑑賞会の開催【全国障害者芸術・文化祭サテライト開催】

障害のある人も障害のない人も誰もが一緒に演劇を楽しめる鑑賞会を企画・開催すること。劇団の選定に当たっては、複数回バリアフリー演劇について公演の開催実績のある劇団とすること。

なお、鑑賞会の企画に当たっては、演劇鑑賞のほか、上記ウの音楽・舞台表現のワークショップと連動した内容とし、ワークショップ参加者の発表の場としてプログラムに組み込む等、障害のある人とない人が会場で交流できる企画とすること。

※バリアフリー演劇とは、視覚や聴覚に障害のある人や子どもなども一緒に楽しめる演劇で、舞台手話や字幕、音声ガイドなどの情報保障が織り込まれているもの。

- ・会場規模等：会場は床全面がフラットである体育館等を選定すること。
 - ・会場面積：バスケットコート2面程度が望ましい。
 - ・天井までの高さ：5m以上
 - ・会場はなるべく県内全域からアクセスしやすい場所とし、車椅子用駐車場や車椅子用トイレが設置されている等、バリアフリー設備が整備された施設を選定すること。
 会場については、最終的に県と協議して決定する。
- ・定員：400～500人程度
- ・入場料：無料とすること
- ・開催回数：年1回
- ・鑑賞会の広報用チラシ、ポスター、ホームページ等を作成し、広く周知すること。
- ・今後の事業展開の参考とするため、参加者に対してアンケート調査を実施すること。

(4) 関係者とのネットワークの構築

障害者の文化芸術活動を支える人材が連携・協力し、多角的な面から支援のあり方が考えられるよう、障害者やその家族、福祉や芸術等の専門家、事業所や文化施設の職員、文化、福祉、まちづくり等の行政職員、教育関係者、研究者、地域住民など、分野や領域を超えてさまざまな関係者とネットワークを構築すること。

また、障害者の文化芸術活動に対するよりよいサポートのあり方等を検討するため、

ネットワークを通じ、事業についての意見交換や情報共有を行い、文化芸術活動の質の向上などに務め、事業の実施に必要な協力を得ること。

(5) 情報収集・発信

障害者の作品・作者に関する発掘を行うとともに、県内外の展示会や公演などのイベント情報等についての情報を収集し、発信すること。

ア 作品及び作者の調査

在宅等で創作活動を行っているために、県民の目に触れていない新たな作品及び作家や、福祉事業所等においてこれまで作品として認識されづらかった新しい価値に繋がる取り組み事例について発掘調査を実施すること。

なお、調査に当たっては、適宜、障害福祉事業所等からの協力を得ながら進めること。

また、調査した障害者又はその作品については、可能な限り展示会等で展示するなど適宜の方法で県民等に対し公開するよう検討を行うこと。

調査結果等については、報告書としてまとめること。なお、調査内容及びその結果については、適宜の方法により情報発信を行うこと。

イ インターネット等を活用した情報発信

支援センターのホームページやSNSを開設し、当該事業に係る情報を発信するとともに、県内外の展示会や公演などのイベント情報等についての情報を収集し、随時発信を行うこと。

(6) 成果報告の取りまとめ

上記4(1)から(5)について、実施成果を取りまとめた上で実施報告書を作成し、県及び広域センター（「障害者芸術文化活動普及支援事業実施要綱」（令和5年3月29日障発0329第2号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知別紙）4(2)に定める障害者芸術文化活動広域支援センターをいう。以下同じ。）に提出すること。

5 成果品

成果品については、各年度の事業が終了するごとに次のとおり県に提出すること。

(1) 内容

- ・実施報告書（カラー・5部）
- ・実施報告書を収納した電子媒体（CD-ROM・1枚）

(2) その他

県に納入した成果品に係る一切の権利（翻案権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条）及び二次的著作物利用権（同法第28条）を含む。）は、県に帰属するものとする。

また、写真等の著作権・肖像権処理など、権利関係の処理を済ませた上で成果品を納入すること。

なお、これらに関する紛争が生じた場合には、受託者の責任において対応するものとし、県は責任を負わない。

6 支援センター業務実施時間等

(1) 業務時間

午前9時から午後5時までとする。ただし、利用者の便宜を図る等必要があると認められる場合は、県と協議してこれを変更することができる。

(2) 休日

土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日及び管理運営上の理由により県が認める日。

ただし、利用者の便宜を図る等必要があると認められる場合は、県と協議してこれを変更することができる。

(3) 利用料

支援センターの利用料は無料とする。ただし、4(2)、4(3)ア及びウの費用については、その一部を参加者の負担とすることができる。

7 職員の配置等

(1) 職員の配置

支援センター運営にかかる責任者1名と本業務に関する相当の知識及び経験を有する常勤の職員を1名以上配置すること。

なお、支援センターの運営に支障のない範囲で団体の業務と兼務できるものとする。

(2) 職員の責務

受託者、支援センターの職員及び職員であった者は、業務遂行にあたり、利用者等のプライバシーに十分配慮するとともに、業務上知り得た利用者等の秘密を漏らしてはならない。

8 支援センターの施設設備

業務の遂行に必要な施設設備は、受託者が設けるものとする。業務上支障が生じないと見込まれる場合は、受託者が保有又は借用する既存の施設設備と兼ねても差し支えない。

なお、相談等に使用する施設設備については、プライバシーや秘密が守られるよう十分配慮するものとする

9 経費

本業務の実施に要する必要な経費は委託料に含めるものとする。

10 その他の留意事項

(1) 業務の実施

ア 本業務の実施にあたっては、県と協議及び打合せを綿密に行うとともに、県の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。

なお、協議及び打合せは、県又は受託者の求めに応じて実施するものとし、場所については、県の指示に従うものとする。

イ 千葉県及び県内市町村が実施する障害者の文化芸術活動支援に関する事業について、4（4）のネットワーク等を活用し、積極的に協力すること。

ウ 他の都道府県の支援センター、広域センター及び連携事務局とそれぞれ連携・協力の下で事業に取り組むこと。その際、広域センターが行うブロック研修及びブロック連絡会議並びに連携事務局が行う全国連絡会議に積極的に参加すること。

エ 事業の質の確保が図られるよう、当該事業の検証や分析等を行うこと。

オ 障害者による文化芸術活動の推進に関する法律（平成30年法律第47号）、障害者による文化芸術活動の推進に関する基本的な計画（第2期）（令和5年3月策定）及び千葉県障害者文化芸術活動推進計画を参考にしながら、地域住民に文化芸術活動への関心を持ってもらうとともに、当該活動へのより一層の参加を促し、地域における文化芸術活動の機運醸成を図ること。

(2) 再委託

受託者は、受託業務の全部を第三者に再委託してはならない。また、業務の一部について、県の承諾なしに第三者に再委託することはできない。

(3) 仕様変更

受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ県と協議の上、承認を得ること。

(4) 記載外項目

本仕様書に記載されていない事項については、県の指示に従うこと。

(5) 会計書類等の保存

受託者は、業務上作成した帳簿書類（会計帳簿書類、業務記録簿、職員の出勤簿等）を各事業実施年度終了後5年間保存するものとする。

(6) その他

本業務の実施に当たり、本仕様書に記載のない事項又は疑義が生じた場合は、県と協議を行うものとする。